

公衆浴場 (その他2号) のてびき



八王子市保健所 生活衛生課
環境衛生担当

〒192-0083 東京都八王子市旭町13-18
電 話 042(645)5111(代表)
042(645)5142(直通)
ファックス 042(644)9100

公衆浴場の定義

公衆浴場法の第1条で定めている「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います。

公衆浴場の種類

- ▶ 普通公衆浴場・・・いわゆる銭湯のこと

(条例第2条第1項)

- ▶ その他の公衆浴場

公衆浴場（その他1号）・・・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」
(条例第3条第2項第1号) に該当する個室公衆浴場

公衆浴場（その他2号）・・・サウナ、スポーツ施設付帯の浴場、岩盤浴、公的福祉
(条例第3条第2項第2号) 施設内の浴場等（専ら、デイベースを行うものを除く）、
上記以外の浴場





維持管理編



～目次～

日常の衛生管理について	[管-1]
レジオネラ対策について	[管-2]
レジオネラ対策関連のホームページ	[管-3]
公衆浴場の各種申請・届出手続きなどについて	[管-4]
関係機関一覧	[許-9]

公衆浴場の維持管理

日常の衛生管理について

【 】内、根拠欄の見方
 条：八王子市公衆浴場法施行条例のこと
 （条 1-1-(1)とは、条例第 1 条第 1 項
 第 1 号をいいます。）
 運用：八王子市保健所による指導基準
 細則：八王子市公衆浴場法施行細則

清潔保持、清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣室、浴室などの入浴者が直接利用する施設は、毎日 1 回以上掃除・洗浄すること。【条 3-1-(2)】 ・ 洗い桶、腰掛、足拭きマット等は毎日洗浄または交換し清潔にすること。【条 3-1-(2)】 ・ 脱衣室及び便所は、毎月 1 回以上消毒すること。【条 3-1-(3)】 ・ ねずみ、衛生害虫の生息状況について毎月 1 回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。【条 3-1-(4)】
浴槽水の水質基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度は、5 度以下 ・ 過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/l 以下 ・ 大腸菌群数は、1 個/ml 以下 ・ レジオネラ属菌は、検出されないこと。【条 3-1-(6)】
浴槽水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。1 日 1 回以上換水すること。【条 3-1-(7)(8)】 ・ 塩素系薬剤による消毒を行い、遊離残留塩素濃度を 0.4mg/l 以上に保ち、確認のため濃度の測定をすること。（浴槽水を循環させる場合）【条 3-1-(10)エ】【運用】 ・ レジオネラ属菌について、水質検査を年 1 回以上定期的に行うこと。（浴槽水を循環させる場合） 【条 3-1-(10)オ】【細則 15-1】
貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手拭い、くし、かみそり、ガウン等を貸与する際には、一人ごとに消毒した清潔なものを貸与すること。 【条 3-1-(13)】【運用】
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として、施設毎に管理者をおくこと。【条 3-3】
記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、消毒、検査などの実施状況を記録し、3 年間保存すること。【条 3-1-(11)】
採光・照明・換気 排水・温度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内は照明、採光、換気等を十分に行い、適宜点検・清掃をすること。【条 3-1-(1)(2)】（法 3-1） ・ 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。【条 3-1-(5)】 ・ サウナ設備を設ける場合、室内温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等は絶えず点検すること。【運用】
善良な風俗等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 善良の風俗を害するおそれのある絵や写真、物品などを設けないこと。【条 3-1-(12)】 ・ 10 才以上の男女を混浴させないこと。【条 3-1-(14)】 ・ アルコール販売については入浴後の取り扱いとし、脱衣室及び浴室において行わないこと。【運用】

レジオネラ対策について

構造設備	ろ過器	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器は十分なろ過能力を有すること。【条3-1-(34)ア】 ろ過器の上流にヘアキャッチャー（集毛器）が設置されていること【条3-1-(34)ア】 ろ材は十分な逆洗浄が行われるものであること。（これによりがたい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。）【条3-1-(34)イ】 ※生物処理方式はレジオネラ属菌の温床となる可能性があるので適さない。
	浴槽水の循環	<ul style="list-style-type: none"> 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しないこと。【条3-1-(34)ウ】 浴槽からあふれた湯水を再利用しないこと【条3-1-(34)エ】
維持管理	ろ過器等	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器は一週間に一回以上、定期的に逆洗浄及び内部の消毒を行うこと。 【条3-1-(10)ア】【細則12】 浴槽水を循環させる配管系統は、一週間に一回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。 【条3-1-(10)イ】【細則13】 → 例) 遊離残留塩素濃度を2mg/l以上に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法 60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法 ヘアキャッチャー（集毛器）は、毎日、清掃を行うこと。【条3-1-(10)ウ】【細則14】
	貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> 貯湯槽内の湯温を60℃以上に保つこと。【条3-1-(9)イ】【細則11】 →これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 定期的(年1回以上)に内部の清掃及び消毒を行うこと。【条3-1-(9)ア】【細則10】

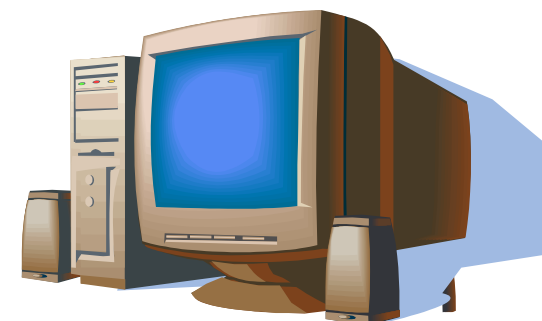
公衆浴場ひとくちメモ 浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を經由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。



レジオネラ対策関連のホームページ

八王子市	
八王子市公衆浴場法施行条例	https://www3.e-reikinet.jp/hachioji/d1w_reiki/mokuji_bunya.html (八王子市例規集)
東京都	
レジオネラのはなし (東京都発行パンフレット)	http://www.tokyo-eiken.go.jp/kenchiku/k_regio/reg/index.htm
公衆浴場・旅館業におけるレジオネラ症防止対策 (東京都発行パンフレット)	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/yomimono/yokujyou_ryokan/
厚生労働省	
旅館・公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策 についてのホームページ	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/index.html
<p>→ 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて → レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針</p>	



公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請 《施行規則 第1条》

- 新規公衆浴場施設の建築
- 営業者の変更（個人⇔法人、A法人⇔B法人 など）
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

必要書類

- * 「許可申請時に必要な書類[許-2]」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

◆ 変更届 《施行規則 第4条》

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談下さい。）
- 管理者の変更 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

※変更後10日以内に届出をしてください。

◆ 承継届 《施行規則 第2条、第3条、第3条の二》

- 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
※ 相続による承継届は、被相続人が死亡した後、概ね60日以内に届出をしてください。
- 開設者（法人）が合併または、分割により承継する。

必要書類

- * 承継届
【個人の場合】
 - * 戸籍謄本
(被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍全部事項証明書)
 - * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：法定相続人

【法人の場合】・・・事前に保健所に相談ください

◆ 廃止(停止)届

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

必要書類

- * 施設開設時の許可書

※廃止（停止）後10日以内に届出をしてください。

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

公衆浴場ひとくちメモ

温泉水を利用したい&利用している場合には。

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。
「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に関係機関（[許-10]を参照）へご相談下さい。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について	建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法等
○八王子市まちなみ整備部 建築審査課 審査担当 ○民間の建築確認検査機関 ○東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課(都庁第二本庁舎3階)	☎042-620-7266 ☎03-5388-3372
用途地域について	都市計画法
○八王子市都市計画部 都市計画課	☎042-620-7302
消防(消防設備の設置、維持ならびに検査等)について	消防法、火災予防条例
○所管の消防署	
貯水槽を設ける場合について	水道法
○八王子市保健所生活衛生課 環境衛生担当	☎042-645-5142
食事の提供について	食品衛生法
○八王子市保健所生活衛生課 食品衛生担当	☎042-645-5115

井戸、地下水、温泉の揚水・利用について**環境確保条例・温泉法等**

	担当機関	連絡先
・井戸の設置・揚水量報告等	○八王子市環境部 環境保全課 環境改善担当	☎042-620-7255
・地下水の揚水・利用について ・温泉法（掘削、動力設置）に関すること	○東京都環境局 自然環境部 水環境課（都庁第二本庁舎9階）	☎03-5388-3496
・温泉法（浴用利用）に関すること	○八王子市保健所生活衛生課 環境衛生担当	☎042-645-5142

排水・下水・浄化槽などについて**下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法**

	担当機関	連絡先
排水を公共下水道に放流する場合	○八王子市 水循環部 下水道課 施設担当	☎042-620-7295
排水を公共下水道以外に放流する場合 （水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	○八王子市 水循環部 水再生課 水質保全担当	☎042-642-1500
浄化槽を設置する場合	○八王子市 水循環部 水再生課	☎042-656-2282

組合について

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合： 東京都千代田区東神田 1-10-2

☎03-5687-2641